

ほろにかが

平成30年4月18日
全国卸売酒販組合中央会

「公正取引」に向けて幅広い情報開示へのお願い

東京支部長 國分 晃

「酒類の公正な取引に関する基準」が平成29年6月から施行されて10ヶ月が過ぎようとしています。

この新たな基準に対して、酒類業界では新秩序がもたらされると誰もが期待し、酒類業者の一員である弊社も「酒類の公正な取引に関する基準」に対応することが一番の最重要事項と考え、組合が開催した「基準」の研修会にも参加し、いろいろな方からの情報も集め、弊社の場合はどうのような計算になるのか等、適切に対応するように努めたのですが、個別的な内容について行政当局の考え方がわからない部分が多く、具体的な調査による分析も調査の内容が公表されないことから不明確であり、全体的な情報が乏しいため、弊社が適切に対応しているのかどうかの検証をすることも難しい状況になっています。

このことは、他の酒類卸売者の方々も同様なのではないかと思えますし、これが無用な混乱が生じている一つの原因となっているのではないかと思われま

す。また、東京の卸組合では、問題点がある業者の情報を組合員及び関係者から40件近く収集し、それを同様な内容のものをまとめて13件に集約した資料を情報として、行政当局へ情報提供しているにもかかわらず、問題ある業者がどのような指導等を受けたのか、受けなかったのか不明であり、よってより不透明感が増し、酒類業界内が不安定になってきております。

行政当局において、問題のある者に対して調査が行われていることは噂では聞いてはいたのですが、具体的な内容等が聞こえてこないこと、公表もされないことから実際にはどうなのかがわからず、不安と不満がうっ積しているこの頃です。

現在、具体的な行政の発表は「酒類の公正な取引に関する基準に関するQ&A」のみであり、問題のある者に対する具体的な指導状況や法令遵守状況が全くつかめない事、また業界の不安定な状況をよそに帳合い変更等を目論む輩が好き勝手（ほんとに法令を遵守しているのか？）に業界を乱しており、公正な取引とはほど遠く離れた感があります。

このような状況が長引けばせつかくの法律改正の主旨が実現されず、中身がない形骸化に行き着くのではないかと危惧されます。

ここで一つ考えるのは、公正取引委員会が所管している「独占禁止法」の中で、その法第45条に次のような規定があることです。

【第45条 「事件調査の端緒」

- ① 何人も、この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置を取るべきことを求めることができる。
- ② 前項に規定する報告があったときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。
- ③ 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。】

とあり、何人も情報を提供することができ、具体的な内容であれば、当局から報告を受けることができますとなっています。

この法律の主旨を考えると、広く一般から情報の提供を受けるとともに、更にその情報提供者に対して内容を通知することにより「違反行為の端緒」をより多くとらえることができるとともに、情報提供者の危惧する内容について行政当局の対応がはっきりするという利点もあります。

この点が、現在の「酒類の公正な取引に関する基準」に欠けているポイントなのではないかと考えております。

「公正な取引に関する基準」においても、独占禁止法の45条と同様な働きをする条文を入れてもいいのではないかと考える次第です。

しかし、法律の改正や条文の追加は、労力と時間がかかる作業であり、願わくば行政当局におかれては積極的な広報や調査事績の発表をしていただければと思うのですが・・・。